

佐賀県訓令甲第 14 号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和 26 年佐賀県訓令甲第 4 号）は、廃止する。

令和 3 年 7 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。